

## 軽自動車税環境性能割の税率

車種	税率 (R5.4.1~R5.12.31)		税率 (R6.1.1以降)			
	自家用	営業用	自家用	営業用		
① 電気自動車（燃料電池軽自動車を含む）	非課税		非課税			
② 天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス基準適合または平成21年排出ガス基準NOx10%低減）						
③ ガソリン自動車（ハイブリット軽自動車含む）						
(A) 乗用車						
平成30年排出ガス基準50%低減（☆☆☆☆）または平成17年排出ガス基準75%低減（☆☆☆☆）						
かつ令和12年度燃費基準80%達成かつ令和2年度燃費基準達成	非課税		非課税			
かつ令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成	1%		0.5%			
かつ令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成			2%		1%	
かつ令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成	2%		2%			
かつ令和12年度燃費基準55%達成	2%		2%			
上記以外	2%		2%			
(B) 車両総重量2.5t以下トラック（軽量車）						
平成30年排出ガス基準50%低減（☆☆☆☆）または平成17年排出ガス基準75%低減（☆☆☆☆）						
かつ平成27年度燃費基準+25%達成	非課税		2%			
かつ平成27年度燃費基準+20%達成	1%					
かつ平成27年度燃費基準+15%達成	2%					
かつ平成27年度燃費基準+5%達成	非課税		非課税			
かつ令和4年度燃費基準達成			1%		0.5%	
かつ令和4年度燃費基準95%達成			2%		1%	
上記以外	2%		2%			

※新車・中古車は問いません

※WLTCモード、JC08モードによる燃費値を算定していない自動車については、10・15モードによる燃費値により算定します。